

令和 7 年度 岐阜県内部統制評価報告書

岐阜県知事江崎禎英は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 岐阜県内部統制基本方針の策定

岐阜県では、平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「岐阜県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるための改革に取り組んできたところです。

職員一人ひとりが岐阜県政再生に向けた決意を改めて胸に刻み、県政のガバナンスをより強固で適正なものにしていくため、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、令和 2 年 4 月に「岐阜県内部統制基本方針」を定め、従前の取組を基盤とした岐阜県版の内部統制制度を確立しました。

当該基本方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

(2) 内部統制の対象事務

ア 知事部局及び行政委員会等の財務に関する事務

イ 知事部局の許認可、事務引継、自動車運転、公印管理、情報管理及び組織運営に関する事務その他所属固有の事務

(3) 内部統制の推進・評価体制

副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築しました。

各所属の内部統制を推進する責任者として「内部統制推進員」を置き、各所属の出納員の職にある者（本庁では管理調整監等、現地機関では総務課長等）を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

(2) 評価基準日

令和 8 年 3 月 31 日

(3) 評価方法

ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、1(2)の対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、1(2)の対象事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

5 付記事項

(1) 過年度の装飾用物品材料購入業務及び食材 PR イベント会場装飾用物品制作委託における検査の不備

令和5年度に開催される県産食材PRイベントに使用される予定の物品(花もち)であることを知りながら、令和4年度予算で、県産品流通支援課においては、装飾用物品材料購入業務の契約を、農産物流通課においては、食材PRイベント会場装飾用物品制作委託業務の契約を、それぞれ同じ相手方と締結したこと、さらに、いずれも納品状況を十分確認することなく、契約が適正に履行されたものとして検査を行ったこととした重大な不備を把握しました。

これらの不備の発生原因は、契約を行った両課の職員が、県幹部と懇意であり商工労働部及び農政部に対して様々な影響力や圧力をかける一般社団法人岐阜県観光連盟の元職員から当該契約の締結を要請され、県幹部との関係に過度に配慮したため、不正を認識しつつ行われたことにあります。契約の相手方からは、前者については契約金額のうち未履行相当分の277,200円が、後者については契約金額全額の220,000円が返還されました。当該不備は県民の信用を大きく損なう事案と考えております。

再発防止策として、情報の正確な伝達と健全なコミュニケーションを図れる環境づくりとして令和8年度から知事公室を設置したほか、検査・履行確認の実施方法について会計事務の見直しを行いました。

(2) 過年度の浄化槽設置届出書等の公文書の紛失

中濃県事務所において、令和４年度から令和６年度の間、浄化槽設置届出書等の 1,887 人分の個人情報に記載した 141 件の書類を紛失した重大な不備を把握しました。

当該不備の発生原因は、担当職員の文書管理が不十分であったこと及び担当職員に対する管理監督が不十分であったためです。当該不備は、個人情報の紛失及び事務の遅延が発生する事態を招き、県民の信用を大きく損なう事案と考えております。

当該不備発覚後、執務室等を搜索したが発見に至らず、関係者に対して文書で謝罪しました。また、遅延した事務については速やかに対応を完了しています。なお、個人情報の漏洩や不正利用などは確認されていません。

再発防止策として、届出書の收受や処理の状況について、上司や事務担当者以外の者も含め複数の者で確認を行うよう、文書管理の方法の見直しを行いました。

令和８年８月２０日 岐阜県知事 江崎 禎英